

過払い金で国保料滞納解消

ファミリ

中
一
新

2008.6.11 (水)

(第3種郵便物認可)

国民健康保険の保険料または保険税を滞納している多重債務者に債務整理を勧めて滞納を解消しようとする自治体や弁護士会などの連携事業が愛知県で軌道に乗っている。滞納が解消できた人は「病院に行きやすくなった」と喜び、自治体からも「国保料の収納率が上がった」と歓迎の声が上がっている。

(白井康彦)

国保料や国保税を滞納している人に對して年、短期保険証に切り替えることで恥ずかしくて病院に行けなかった」と振り返る。ある。通常の保険証は昨年夏、週刊誌の過払い金については病院に行くのをためらいがちだ。

債務整理を行えば、このした苦境から一気に脱出できる」ともある。払い過ぎた利息である「過払い金」を貸金業者から取り戻して滞納分に充て、通常の保険証に戻るケースだ。

愛知県に住む男性Aさんは、知人の借金の肩代わりなどのため二十年ほど前から消費者金融会社で借金返済のために借り入れる自転車操業状態になり、昨年には六社への借入残高が合計で約三百二十万円になつた。国保税や市県民税は

ぜひ債務整理を

上限金利（年15～20%)で再計算して借入残高を減らせる。再計算で残高がマイナスになったときは、マイナス分が過払い金だ。Aさんが得た過払い金は一千万円を超えた。そのため、Aさんは国保税や市県民税の滞納分を今年五月、一気に納めた。「これで気兼ねなく病院に行けます」と表情が明るい。

連携事業は昨年度、厚生労働省がモデル事業として実施した。同弁護士会の中間集計によると、県内では加市町は豊橋市や一宮市など十五に上つた。モデル事業に選ばれたのは愛知、岐阜県など五都県。愛知県の参画市町は豊橋市や一宮市など十五に上つた。同弁護士会の中間集計によると、県内では加市町は豊橋市や一宮市など十五に上つた。

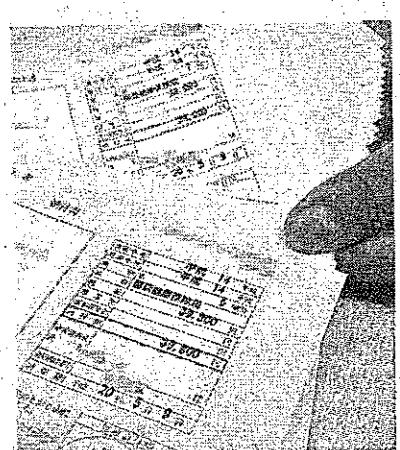
通常の保険証を回復

国保料を滞納している

の記事に出ていた滝康暢弁護士（愛知県弁護士会）を訪ねた。

借入金利が年20%を超えていて、債務整理をするといふほとんどが滞納分を支払う、と

滞納していた国民健康保険税を一気に納付したことを示す領収証書の束



まで、「この事業で得られた過払い金は約一億六千八百万円。滞納されていた国保料・国保税の納付額は約四百万円に上る。滝弁護士は「この事業で、通常の保険証が回復できた県民は数十人。滞納分の納付額は最終集計では五千万元を超えるでしょう」と説明する。愛知県では本年度も愛知県国民健康保険団体連合会が実施主体になり連携事業が継続されている。